

日本近現代における売買春のイメージと実態 —特に敗戦後の状況下で—

河西秀哉

Prostitution in Modern Japanese History

KAWANISHI Hideya

Summary

I have discussed prostitution in the modern period in Japan. In 1872, following the *Maria Luz* Incident, Japanese bonded prostitution, which had continued from the early modern period onward, was finally addressed by *Geishōgi kaihō rei* (芸娼妓解放令), a law that emancipated prostitutes. This law was enacted as part of Japan's Westernization movement, and it ostensibly prohibited feudalistic bonded labor. In reality, however, prostitution continued as a business based on the "free will" of the women involved. This form of prostitution was constructed as a result of observing the way this industry functioned in Europe. In this way, the feudal system of prostitution was reformed into a "licensed prostitution system," based on western-style systems for regulating prostitution. It can therefore be said that prostitution was officially approved by the state. While the Japanese government did conduct crackdowns on unlicensed prostitution, it made no attempts to eliminate the system itself.

After the Second World War, the Japanese government set up the *Tokushu Ian Shisetsu Kyōkai* (literally, the "special comfort facility association"), referred to in English as the Recreation and Amusement Association (RAA). This association provided prostitutes for occupying Allied troops. The government showed active involvement with this association by, for example, providing loans to its facilities. The fact that these facilities were introduced just three days after Japan's surrender gives us an idea of the government's attitude towards prostitution. The RAA was discontinued in March the following year because of the spread of sexually transmitted diseases among the military staff of the General Headquarters of the Supreme Commander of the Allied Powers (GHQ). The women who worked in the facilities were dismissed and ended up working as street prostitutes.

On January 22, 1946, the GHQ issued the memorandum "Abolition of Licensed Prostitution in Japan," and the modern-era system of licensed prostitution was abolished as a result. However, the Japanese authorities had their own attitude toward prostitution. It was ultimately allowed to continue and the *Akasen* districts (literally, "red line" districts—comparable with the term red-light district) emerged. While the government did sanction these *Akasen* districts, it also cracked down on unlicensed street prostitution and made efforts to place street prostitutes in protective custody, where they would be treated for sexually transmitted diseases and receive correctional rehabilitation.

The direct comments of the street prostitutes who were taken into custody were transcribed and archived. A read-through of these accounts reveals that our image of street prostitution differs from the reality. Many different types of women worked as street prostitutes. These included highly educated women, women who had lost their husbands or other family members in the war, and women who, after entering street prostitution, found themselves unable to make a living in any other way.

After the occupation of Japan ended, the movement to abolish the *Akasen* districts grew in strength, but there was little progress in terms of legislation.

Keywords: prostitution, licensed prostitution system, RAA, *Akasen*, street prostitution

要　旨

日本近現代における売買春について論じた。近世より継続していた売春は、マリア・ルース号事件を契機に、1872年に「芸娼妓解放令」へと結実する。これは、文明開化の一つとして実施されたもので、前近代的な身売りは建前上禁止された。しかし実際は、「自由意志」に基づく稼業として、売春は継続する。こうした仕組みは、欧米の制度を視察して構築されたもので、前近代の売春制度は欧米流の売春統制制度を基にした「公娼制度」へと再編された。つまり、売春に国家の公認が得られたとも言える。政府は私娼の取締りは行うものの、売春制度自体を無くそうとはしなかった。

敗戦後、日本政府は1945年8月18日に特殊慰安施設協会（RAA）の設置を指示する。これは、占領軍兵士らへの売春を目的とした施設であり、政府はこれに対して資金の貸し付けを行うなど、積極的な関与を見せてている。こうした施設の設置を敗戦3日後に指示したことにより、政府の売春への意識を見ることができよう。RAAはGHQ兵士の中で性病が蔓延したことで、翌年3月には閉鎖され、そこで働いていた女性たちは放り出され、街娼となっていく。

GHQは覚書「日本における公娼制度廃止に関する件」を1946年1月22日に出し、近代の公娼制度は廃止された。しかし日本側の意向もあって、「必要悪」とされて結局は継続し、「赤線」が誕生する。政府は赤線を認める一方、私娼である街娼は取締り、収監・保護して性病治療と矯正に努めた。

そうして保護された街娼の生の声が、史料として残されている。それを見ると、必ずしも私たちのイメージとは異なる街娼の実態が明らかとなる。高学歴者が街娼となったケース、夫や家族に戦争犠牲者を持つケース、一度街娼となってからは生活するために抜け出せないケースなど、その実態は様々である。

占領終了後、赤線を廃止しようとする動きは高まるが、法整備はその後なかなか進行しなかった。

キーワード：売春、公娼制度、特殊慰安施設協会、赤線、街娼

はじめに

本稿の課題は、日本近現代における売買春のイメージと実態を明らかにすることである。ただし、歴史学においてはこうした課題に対してはすでに数多くの研究蓄積が積み重ねられており¹、屋上屋を架すという感が否めなくもない。そこで本稿では、日本近代における売春制度の実態の歴史（Ⅰ）や敗戦直後の特殊慰安施設協会（Ⅱ）について素描しつつも、敗戦後に街娼の実態調査を行い、彼女らの生の声を収録した竹中勝男・住谷悦治編『街娼』（有恒社、1949年）²に特に注目して論じていきたい（Ⅲ）。

『街娼』を検討することは、敗戦後（特に占領期）の街娼や売買春に関する実態をより明確にすることに繋がると考える。私たちは素朴に、街娼は敗戦後の混乱の中での貧困の結果、選択されたものだとイメージするのではないだろうか。もちろんそうした経路をたどって、街娼となった女性も少なくない。

ただし、『街娼』に収録された彼女たちの体験に耳を澄まし、その中でまとめられたデータを見ると、事態はそれほど単純ではなく、かなり複雑な様相であったことがわかる。ひとりひとりの街娼の生の声を見ることで、敗戦後の売買春の実態がよりはっきりとなるだろう。それは、先の素朴なイメージとの乖離を少しでも埋める作業となる。数多くの先行研究がある中での本稿の意義は、ここにある。

さて、この『街娼』に収録されている調査について説明しておきたい³。これは1948年9月、京都府軍政部厚生課の女性課長であったエミリー・パトナムが京都社会福祉研究所（パトナムは研究所顧問）所長・同志社大学教授で社会福祉を研究してた竹中勝男や経済学者であり夕刊京都新聞社長であった住谷悦治（翌年より同志社大学教授に就任、住谷は研究所の所員でもあった）、その他京都大学や京都府・京都市の社会福祉や警察関係者を呼び、以下のような調査を提言したことから始まる。

3 研究所当面の事業として、今次の戦後における社会福祉事業の重要な
対象である次ぎの五つの問題^(ママ)について、その実態を調査し、把握すること

は、必要不可欠のことではないだろうか。

- (1) 戦災孤児の状態、(2) 不良児童の問題、(3) 生活保護者に関する調査、
(4) 街路婦の実態、(5) 保健（とくに結核）の問題。

以上のパトナムの提言を踏まえ、研究所内部で具体的な検討が始まった。このように、今後の社会福祉事業の展開のために具体的な数値や実態を示す資料の提供が占領軍から求められた結果、以上の項目についての調査が進められることになったのである。

このうち「(4) 街路婦の実態」については、特に調査対象が「戦後における特殊な変動によつて、街路婦となつたものの調査であつて、今度の場合は、在來の娼妓や、やとな、特定の居所を有つて淫売行為をして生計を維持するものについては、それらを除外する」ように決定された。ここでは、敗戦直後の混乱の中で生まれた街娼に対象を限定し、彼女たちに対する社会政策を立案するための調査が目指されたのである。

この調査の方法は、街娼による調査表への回答と面談であった。街娼は京都市内各地で警察に検挙・保護（史料では「キャッチ」と言われる）され、病院などの社会事業施設に収容されて検診その他を3日間受けた後に解放される。そのため、研究所員はこの社会事業施設に出向き、彼女たちに調査表への記入回答を求めたほか、個別的に面接を行つてその内容把握に努めた。その中では、街娼たちの手記やメモ、手紙、日記などについても収集したようである。この調査は、京都府・京都市、そして京都の大学諸機関が今後の社会福祉事業を展開するために一体となって調査研究した成果の一部とも言えるだろう。

では、なぜこの調査が『街娼』として出版され、世に問われたのだろうか。竹中は次のように述べている。

内容が客観的で赤裸々なるがゆえをもつて、これを読まない社会の人々が巷間のエロ本と誤認しないように望む。この時代の変動と生活の苦闘の中に、いたましい問題性をもつたこれら一群の女性の生活実態を、一つの照明のもとに持ち出して、問題解決への途に近づくことに貢献しようとするのが本書の目的とするところである⁴。

ここで竹中は、街娼への対策を講じるために、その状況や置かれた環境を明らかにする必要を論じている。また、彼女たちが敗戦という未曾有の危機の中で、そうした時代状況に翻弄され、街娼にならざるを得なかった実態を世に問うことを竹中は本書の目的として述べている。センセーショナルとも言える内容を含む本書の記述は、竹中が危惧するように、世間が誤解する可能性も存在した。

しかしそうであっても、より正確で詳細な実態調査を公表したのは、街娼への対策を進めるためにはその実態をありのままに社会に提示する必要があると彼らが感じたからである。先述のように世間に広がる素朴なイメージと実態との差を埋めようとする意識もあったのだろう。そうすることで、その問題点を明らかにし、街娼に対する福祉対策をスムーズに進めるための、世間へアピールする側面もあったのだろうと考えられる。本稿ではこの中で示されたデータや街娼たちの生の声を検討し、その実態を明らかにしたい。

I　近代日本における売春制度

19世紀における世界の国民国家間競争に「遅れて」参入したことは、近代日本の性格を大きく規定した。西洋諸国に「追いつけ追い越せ」をスローガンとした日本は、西洋における諸制度を徹底的に調査研究し、日本にそれまで存在していた制度・風習などを西洋モデルへと急激に変化させた。こうした傾向の中で、売春制度も例外ではなく、変化していく。

政府は、第一に来日する外国人からの示唆、第二にヨーロッパ視察を通じて、西洋における売春制度を学び、これをモデルとした「公娼制度」を編成していく⁵。ここでは藤目ゆきの研究に従って、近代公娼制度確立の段階を見ておこう⁶。近代的な公娼制度確立において重要な役割を果たしたのは、薩摩藩出身の川路利良であった。川路は1872年9月から約1年間、ヨーロッパ各国の警察制度を視察した警察官僚であり、帰国後に初代大警視（後の警視総監）となつて「日本警察の父」とまで言われた存在である。彼はそのヨーロッパ視察の中で、各国の売春制度も視察研究してきた。警察と売春制度の関係はこの川路の

視察で決定的となる。

つまり近代日本は、売春制度を警察の管理下に置き、それに取り締まらせるることをこの時点で決めたと言える。ヨーロッパでは売春は警察に統制され、管理されていた。日本の売春制度も、川路の視察後、そうしたヨーロッパ型に作りかえられていったのである。その意味では、「文明開化」の一つとして、制度設計がなされていった仕組みとも言える。つまり近代化の産物であった。

そうしてヨーロッパ型に構築された近代公娼制度の特徴は第一に、強制性病検診の仕組みである。これは当初、開国後に白人を客とする娼妓たちに対して検診が強要されたことから始まったようである。これが次第に全国へ拡大し、地方官の責任の下、売春を行う女性たちのみに強制的に性病検診が実施されていった。

ここで重要なのは、客である男性はその性病検診の対象から除外され、女性のみになっていたことであろう。それは、性病の責任を女性のみに負わせることでもあり、男性はたとえ病気をまき散らしていたとしてもその責任を負わないシステムであったとも言えるのではないだろうか。

特徴の第二は、彼女たちの「自由意思」による営業という形で、国家が売春を容認する形式を採用したことである。1872年7月、中国からペルーに向かっていたマリア・ルース号が修理のために横浜港に寄港した際、中国人苦力（クーリー）が船から逃げ、その過酷な労働実態からの救助を求めた。この中国人救助をめぐって、日本の中で裁判となる。これはマリア・ルース号事件と呼ばれる⁷。

問題となったのは、この裁判中に、船長側の弁護人であるイギリス人が、中国人苦力の契約を奴隸的として無効だというなら、日本においてより酷い奴隸契約が認められて、悲惨な生活をしている人々が存在するではないかと訴えたことである。それは、遊郭への「身売り」を指していた。この弁護士は、日本国内において娼妓という「人身売買」が公然と行われていることを指摘し、マリア・ルース号における契約・労働も同様に問題が無いことを弁護しようとしたのである。しかしこれは、日本において人身売買が未だに継続していること

を国際社会にさらけ出てしまったのである。

西洋との国民国家間競争に参入した日本にとって、前近代的な「人身売買」を継続していることが白日の下にさらされるのは、非常に問題であった。そこを突かれてしまえば、競争に負け、植民地化される危険性があったからである。そのため日本は、それまでの売春制度を廃止せざるを得なくなり、10月に芸娼妓解放令が出されることになった。

では、売春制度は日本において全く廃止されたのであろうか。答えは否である。前近代的な「人身売買」を否定するヨーロッパにおいても、売春制度は継続していたからである。近代日本は先述のように川路の視察後にこの制度を導入し、売春制度をヨーロッパ型へと変更することで前近代的との批判を回避するとともに、制度自体の継続を図ったのである。政府は芸娼妓解放令の直後、貸座敷・娼妓規則を制定し、人身売買は禁止するものの娼妓たちの自由意思に基づく営業ならば売春を容認するとの方針を示した。

つまり、彼女たちが売春をしたいという意思を持っているから、それならば「賤業」として国家は売春を認めると述べているのである。こうした「賤業」を認めなければ彼女たちは貧困に陥る、国家は救貧のために「賤業」である売春を「必要悪」と知りつつ容認するのであり、彼女たちは自由意思に基づく稼業としてそれを行っているにすぎない、売春施設は貸座敷としてその場所を提供しているにすぎないと政府は主張したのである。そうすると、彼女たちは廃業の自由があるにもかかわらず、自らの意思によって売春を続けていたということになる。

もちろん、こうした論理は国際社会に向けた「建前」にすぎなかった。前近代的な女性の身売りを伴った売春は、その後も慣行として継続したのである。こうした状況とは逆に、女性たちが自由意思で売春をすることを選択して継続しているという建前を国家が言い続けることは、売春の責任を女性のみに押しつけることに繋がった。家制度の中で娘が犠牲として売春婦にならざるを得なかつたのではなく、自らが貧困を克服するために売春婦になることを望んだという論理へと帰結することになったからである。

こうして公娼制度は、国家公認による売春制度として構築された。繰り返しになるが、近代日本が構築したこのシステムは、極めて近代的な状況の中で生み出されたものであった。国家はこうして売春を公的に管理・統制するとともに、そこからはみ出した私娼たちの取り締まりも強化していくことになる。

こうした公娼制度に対する国民からの反対の声はもちろん挙がった。廃娼運動である。自由民権運動の流れの中で登場した廃娼運動は、特にキリスト教との関係性の中で強く主張されていった。特に著名なのは、廓清会であろう⁸。廓清会は、男女の道徳を改善することを目的に、一夫一婦に基づく純潔思想、また女性の人権尊重、子どもの保護などを重視し、公娼制度を廃止することで社会を廓清しようとした。

ただし、その運動は決して公娼制度を撤廃するまでには至らなかった。近代日本における景気変動の中で、好景気になれば遊興としての売春の需要は伸びた。一方、不景気になれば売春婦にならざるを得ない女性は増加した。こうして、1945年の敗戦まで、公娼制度は継続することになる⁹。

II 特殊慰安施設協会（RAA）

1945年8月、日本はアジア・太平洋戦争に敗戦し、連合国に降伏する。そして占領軍の進駐を受け入れざるを得なくなる。その時、占領軍兵士向けた新たな売春制度が生みだされる。特殊慰安施設協会（Recreation and Amusement Association、以下 RAA と略記する）である¹⁰。

この施設が具体化したのは、天皇の「玉音放送」からわずか3日後の、1945年8月18日（東久邇宮稔彦内閣成立の翌日）である。『R・A・A 協会沿革誌』に記載された協会発足の経緯によれば、その日、警視庁保安課から東京料理飲食業組合に声がかかり、組合長と総務部長が駆けつけると、警視庁の保安課長が「幾分青ざめた面持で、一部命令する如く、一部哀願する如き語調」で、次のように述べたという¹¹。

近く進駐して来る連合国軍の将兵を慰安する為に、各種の施設を作ることを閣議で決定したのである。政府は出来るだけ応援するから、是非民間で

やつてもらいたいとの事であつた。両氏にとつては、まさに青天の霹靂であつた。当時はいろんなデマが八方に飛んでゐた際で、婦女子は大部分地方に避難させるし、男子は重労働を強制されるといふので、どん一地方に疎開するといふ時であつたので、敗戦後この様に乱れた治安を復興し、四千万大和撫子の純血を護るために、是非共必要であることを両氏は直感し、突差の間にも異口同音に、祖国再建の礎石となるため、死力を竭して国家の要請に応へようと決意のほどを答へた。

以上の記述からわかるのはまず、この占領軍の兵士を慰安するための施設設立の発案は警視庁ではなく、閣議決定によるものだということである。東久邇宮内閣の国務大臣であった近衛文麿が警視総監の坂信彌に対してその設立を命じ¹²、その結果として上記のように保安課長が業者に運営を依頼・命令する形となつた。

ここで重要なのは、繰り返しとなるが、「玉音放送」からわずか3日後にはすでにこの施設の設立が具体化していることである。一般の日本人女性を占領軍兵士から守るという論理で展開されたこの動きは、兵士（男性）が占領すれば女性を暴行するに違いないという考えが前提になつてゐる。

なぜこうした思考を政府が有していたのだろうか。まず、近代日本における公娼制度が政府関係者の頭の中にあったことが挙げられるだろう。男性ならば必ず売春制度を利用するに違ないと政府は考えていたのである。

そしてより重要なのは、兵士が女性を暴行するに違いないのだから、それを守るために売春婦が必要であるとの彼らの意識である。こうした意識を持つことの前提には、戦時に日本軍が占領地域で現地の女性を暴行していたという事実があるからではないだろうか。だからこそ、占領軍の兵士たちも日本の女性を暴行するに違ないと考えているのである。また、一般的の女性を守るために売春婦の女性たちを人身御供のように差し出してもかまわないと考えていること自体、政府関係者の売春制度に対する思考を読み取ることができよう。

警視庁からの命令を受け、業者たちはRAAを設立する。そこに集まつたのは、東京料理飲食業組合、全国芸妓屋同盟東京支部連合会、東京待合業組合連

合会、東京都貸座敷組合、東京接待業組合連合会、東京慰安所連合会、東京練技場組合連盟などであり¹³、これらの組織は戦時中に合同した料理屋業を中心とする花街関係者やサービス業の代表者たちであった¹⁴。彼らが施設を作り、実際に売春をする女性たちを集めた。政府はこの施設に対し、資金を貸し付けることで支援する。政府の発案と支援からできたこの施設は、占領軍の兵士たちへの売春制度を国家が構築したものと言えるのではないだろうか。

RAAは東京以外にも設置され、売春に従事する女性たちが数多く集められた。しかし、占領軍の兵士たちの中で性病が蔓延したことが問題視され、1946年3月には RAA の施設は閉鎖されることになる。問題はそこにいた女性たちであった。行き場を失った彼女たちは、街に出てそこで客をとる街娼となっていく。そして彼女たちは「パンパン」「闇の女」と呼ばれることになる。

このように、国家的事業に類する形で開始された RAA は、比較的短期間で頓挫することになった。しかしそこで集められた女性たちは、街娼とならざるを得なくなり、その数は少なくなかった。それゆえ、RAA の廃止後、街娼をどうするのかという社会問題が発生することになる。RAA はまさにその原因であったことから考えれば、街娼という問題を発生させたのも国家であったと言えるのではないだろうか。

III 敗戦後の売春制度とその実態

日本の民主化を進めていた占領軍は、1946年1月21日、覚書「日本における公娼制度廃止に関する件」を発した。これによって近代日本の公娼制度が否定される。ただし、売春制度が全く無くなつたわけではない。政府は、公娼制度の廃止はやむを得ないこととして受け止めるものの、現業者をいったん「自主廃業」させた後、その「私娼としての家業継続を許容する」方針を打ち出した¹⁵。

つまり、売春に國家の公認は得られなくなったが、自主的に続けるならば默認すると述べたのである。政府は売春について「社会上已むを得ない惡として生ずるこの種の行為」(1946年11月14日の事務次官会議)と定義し、再び「必

要悪」と強調したのである。占領軍がもたらした民主主義との整合性を図るために、国家が売春を公認している公娼制度が廃止せざるを得なかつたが、さりとて売春制度自体を廃止することまでは考えていなかつたため、再びまた自由意思に基づいて売春を行つてゐるのを黙認するという、対外向けの「建前」が政府の中で採られたのである。

この後、私娼の街として維持された遊郭地域については、警察は地図に赤線で囲むことで認識し、管理統制をしていった。そのため、この地域はその後「赤線」と呼ばれるようになる。名目上は公娼制度は廃止されたが、実質的には警察による統制の下、事業は継続していた。こうして遊郭は赤線へ、貸座敷は特殊飲食店へ、娼妓は接客婦や女給と呼び名が変更しつつも、実態は変わらないまま営業が続けられた。赤線業者の中では従来のように女性たちの性病検診は制度化され、業者は多額の納税も納めていた。

一方で、街娼たちは警察の統制下ではなく、その中の性病の広がりなども問題視された。占領軍は彼女らの取締りを日本政府に求め、彼女たちの検挙がたびたび行われるようになる。いわゆる「パンパン狩り」と呼ばれるこの行為によって、多くの街娼たちが検挙後に病院に送られて性病検診を受けさせられ、入院と治療を強制されていった。政府はその後、街娼たちの検挙後の保護も決定している¹⁶。

はじめに述べた京都市での調査は、この頃に行われて『街娼』として出版された。まずはその数値について見ておきたい。表は、1947年3月の調査（対象は赤線において売春に従事する女性392人と街娼165人）と1948年12月から翌年4月の調査（対象は街娼200人）をまとめたものである。

まず①両親について。赤線で売春に従事する女性、街娼ともに少なくとも両親の一方がいない割合が半数を超えており、両親に育てられなかつた割合も多い。彼女たちは経済的に困窮しながら育てられたと言えるだろうか。ただし、②学歴では①両親とはやや異なる数値が示される。学歴は一般的な日本人女性の数値と変わらない、もしくは相当高いのである。特に、47、48年の街娼とともに赤線の女性よりも学歴が高い。高等女学校以上の割合がかなり多く、それだ

表 街娼に対する調査

項目		47赤線	47街娼	48街娼
①両親	一方がいない	66.1	54.4	69.0
	両親に育てられず	51.0	34.9	44.0
②学歴	無学	1.6	2.2	1.0
	尋小卒 or 中退	50.8	28.9	27.5
	高小卒 or 中退	38.1	34.1	18.0
	高女卒 or 中退	9.4	33.3	47.5
	女専卒 or 中退	0.0	1.5	5.5
③結婚	既婚	23.8	25.5	25.5
	現在夫あり	未調査	1.8	6.5
④離死別理由	戦死	25.4	50.0	36.3
	それ以外の死	34.2	15.4	15.8
	夫の不徳	11.1	0.0	—
	親の反対	7.1	0.0	—
⑤家計	困難	61.2	38.6	22.5
	やっと	23.0	34.6	38.5
	楽	5.8	26.8	30.0
⑥戦争	戦災・引揚者	68.0	40.0	25.5
	未帰還・遺族	未調査	15.9	6.0
⑦売春に至った 理由	経済的	72.2	49.6	49.5
	友人にならって	3.1	11.9	4.5
	だまされ・他人の勧め	21.1	9.1	3.5
	すき、あこがれ	3.6	8.3	14.5
	やけくそで	未調査	21.7	11.0

竹中勝男・住谷悦治編『街娼』(有恒社、1949年、『性暴力問題資料集成』第2巻、不二出版、2004年所収、115ページより作成)

けの学校に行かせるだけの経済的な余裕があったことをうかがわせる。このあたりは、私たちがイメージする街娼とはやや異なるものではないか。

次に③結婚について。赤線・街娼ともに既婚者が全体の4分の1程度を占めている。ただし、現在夫がいる女性はかなり限定されており、離死別後に売春を行っていたと推測できる。では、その夫とはどのように離死別したのか。④によれば、まず戦死が最も多い。特に、47年街娼は夫が戦死した割合が半数を越

えており、戦争の犠牲者が街娼となったことをうかがわせる。⑥戦争の数値と併せて見れば、戦争の結果として売春をせざるを得なくなった女性が多いことがわかる。また、赤線の女性は夫の不徳や両親の無理解による離別の割合も一定程度あり、おそらくそのような離婚を経て経済的に困窮して赤線で売春に従事するようになったことをうかがわせる。

彼女たちの経済状況についての調査もある。⑤家計によれば、赤線の女性は困難と答えた割合が6割以上を占めており、楽と答えた者はほとんどいない。ただし街娼は47、48年ともに困難と答えた女性の割合がそれよりも少くなり、やっと・楽と答えた割合がかなり増える。つまり、街娼の方が経済的に余裕があると感じていたと言える。この数値の違いは、赤線の女性が業者に中間搾取されていたこと、街娼の中には占領軍兵士のみを相手とした女性がいたことなどから生じたものと思われる。

⑦売春に至った理由では、①両親②学歴と併せて見ると特徴がよりはっきりとする。赤線の女性、街娼とともに経済的な理由が最も多い。ただし、街娼はやけくそで・あこがれなどの理由の割合がかなり高いことがわかる。敗戦後の混亂の中で退廃的な気分となり、街娼となってしまった女性が一定程度いたことがわかる。つまり、彼女たちは必ずしも経済的な理由だけでは街娼となっていないのである。精神的な荒廃もその理由であった。それゆえに、比較的高学歴の女性の割合が多かったのではないかと考えられる。

次に、実際の女性たちの声を見てみたい。まずは1948年8月に収集された女性の手記である。彼女は赤線の女性であった。

年 月、接客婦月収一万元の広告につられて、入洛した。家の生活があまりに苦しいので、この広告の内容について深く考えることなく、飛び出して来た。広告主の家は千本今出川西の北新地、元の遊郭である。そこで娼妓にさせられるとは夢にもしらず、頼つて行くと、歓迎したそこの主は、二三日、映画へつれて行つたり、外で御馳走したり、コーヒーをのましまで貰つたりした。同宿の女の中には、病気で寝ているのもいた。病気は意外にも性病である。

三四日後、自分に何か仕事を与えてくれるようにお願いすると、主人は、接客婦の志願で来たのだから、お客様をとることである、と云つて強いて男をとらせた。それを拒んだところ、主人は、数日の間に、室代と食事代で、すでに千円にのぼる借金ができているから、それを返さなければならぬ、というのであるが、返す道は男をとる以外には見当らない。泣く／＼半月ほど客をとつたが、堪えられないので、主人に拒つてそこを出ることにした。自分が出ると、入れ違いに、やはり、自分のような運命——広告につられて、何も事情をしらないどこかの娘が這入つて來た¹⁷。

この女性は、遊郭が赤線へ、娼妓が接客婦へと名称が変わったことを理解していなかったようである。だからこそ、そこにいる女性が性病にかかっていることを「意外」と記したのであろう。ただし、この事業主もそうした彼女に仕事の内容について詳しい説明をしないままに、最初は遊ばせていたと思われる。そして、その時にかかったお金を法外に請求することで、彼女たちが売春に応じなければならない仕組みを形成していたことを上記の手記からは読み取ることができる。それは彼女にとって、だまされたと思っただろう。表の⑦売春に至った理由に、だまされたという項目があるが、彼女の様なケースもまさにそれであった。

上記の女性は、売春に耐えきれず、拒絶することでそこから抜け出すことができたようである。どのようにして借金を返すことができたのか、上記の手記からは判然としない。ただし、彼女が抜けた後にすぐに同じような女性が来ており、赤線の女性はこのような形で「再生産」されていたことがわかる。上記手記の彼女も、赤線を抜け出した後は経済的に困窮し、ある家に逃げこんで女中として働かせてもらった後は実家へ帰った。

次に街娼の口述書を見てみたい。1912年に和歌山県で生まれた女性のものである。史料中の①②などの数字は説明の必要上、河西が付した。長くなるが全文引用する。

①夫は応召したままで未だ帰還していませんが、シベリアに生きているらしいです。父は私の七才のころ死亡し、母は今から十年前、私の二十七

才のとき死亡しました。夫の職業は会社員でしたが、応召後、私は男の子一人、女の子三人をかかえ、京都駅前観光案内所に勤めて月収三千五百円を貰っていましたけれど、収入が少ないため、生活に困つて、街娼の生活をはじめました。それは今年の八月以来で、○○○○〔河西注—アメリカの伏字〕だけの相手です。四人の子供をかかえて、家族五人では、とてもお金が足らぬからです。

②収入は一回二百円から五百円ですが、千円のときもあります。その場所は深草に間借りしているところのいまの自宅です。

③はじめ軍事扶助法によつて援護金として、お金を頂いていたのですが、観光案内所に就職して、三千五百円の収入を受けるようになつてから、生活保護法に切替へられ規則で三千円以上の収入ある者には援護金は貰えないようになりました。現在、私はバターフライで××〔河西注—MPの伏字〕だけの相手で、一ヶ月約一万円から二万円ほどの収入があります。平均一万五千円以上です。

④生活はもちろん配給が主となつております。貯金はとても困難できません。××は子供の玩具など買つてくれます。バターフライとしての収入が多いから現在の生活方法をやめません。

⑤良人はまだ帰りませんし、何日帰るかわかりませんから生きて行くために、また子供を学校にやるために、このような意味での生活の保証されている道をえらんでおります。

⑥もし仕事を他に求めるなら、ダンサーにならうかと思います。

⑦今まで、八回キヤツチされました。このように病院に来ている間、生活費は不足するわけで、その費用をかせがねばなりません。入院中、ペニシリンは一日四回の注射で、七百五十円、十万単位の薬です。二十万単位ならば一日四回で、千八百円かかります。ダイヤジンならば、六百円で五日間飲むのですが、治るまで、病院費用は、一万円から一万五千円かかります。

⑧夫が応召してから、私は五年間頑張つきました。もし日本人相手に、こういう生活をすると、夫が帰還してから、感情上、面白くないことがありますので、○○○○とだけ関係しています。

⑨ダンサーなら三万円くらいとれるかもしれません、子供もあり、在宅のままの、この生活方法をつづけています。

⑩未復員家族に適当の職業を与えて欲しいと思います、せいぜい私たちには仲居とかヤトイぐらいしか職業が与えられません。

⑪病院でしてほしいことは、仕事の補導です。よい婦人の補導者がほしいのです。民生委員のあることは知っていますが、積極的に世話してはくれませんし、世間の噂だけで判断してしまうので、私たちには不利です。私が支度も立派だから、収入が多いだろうと云つて援護金もなくしてしまつたので、生活のためには、このような方法をとつているので、生活のために当然だと思っています。

⑫家の宗教は浄土宗ですけれど、いまは神も仏も信じておりません。子供たちも、別に私の生活について何とも思つていません¹⁸。

まず彼女は①～⑤において、経済的困窮について述べている。彼女には夫がいるものの、出征したままシベリアに抑留されており、自身の稼ぎや国家からの保障だけでは子どもたちを養うことができないため、占領軍の兵士を相手とする街娼になったことが強調されている。表⑦の売春に至った理由は、彼女の場合は経済的理由となる。敗戦後の混乱に伴う急激なインフレーションは、彼女のように一定の収入がある女性たちをも街娼にならざるを得ない状況をもたらした。

ただし、街娼での生活・収入に慣れてしまった彼女は、「現在の生活方法をやめません」とまで言い切る。彼女のように、一度売春に従事することによって多くの金額を得てしまった女性の中には、その生活レベルを元に戻す（下げる）ことができず、そのまま売春を続けるしかないというスパイラルに陥るケースが多かった。また⑪にあるように、街娼としての収入によって、身なりが整えられてしまったがゆえに、援護金が打ち切られるケースもあったよう

ある。そうすると、より街娼から抜け出すのは困難となる。彼女はそのように国家からの保護を失って、より自暴自棄となり、街娼を続けたのではないだろうか。そして、国家への恨みもより強くなる。

⑤では特に、生きていくために街娼を続けていることが強調されている。ただし、彼女なりに夫が帰ってきた後にも目を向けていることは注目される。⑧で述べられている状況は、本当はアメリカ人兵士（MP）の相手をした方が日本人を相手にするよりも収入が多く得られるためには選択であろうが、夫への負い目もあってアメリカ人に限定していると彼女は自らに言い聞かせることで、自分の行為を納得させようとしていたのではないだろうか。彼女なりの夫への配慮と言えるかもしれない。

また、⑦のように街娼の過酷な実態も見ることができる。前述のように、街娼はたびたび検挙された。こうした状況の中でも売春を継続していた理由は、①～⑤のような思考からであろう。②で述べられているように、彼女は自宅で売春を行っていた。とすれば、子どもたちはそれを見ていたはずである。しかし、⑫で「何とも思つていません」と強く言い放たれる感情をどのように考えたらよいだろうか。彼女なりに子どもたちに申し訳ないという気持ちがあったのかもしれない。子どもたちは自分たちが生活するために母親が街娼になっていると知っていたのだろうか。そして、わざわざ彼女が自身の宗教について言及するのも、街娼をせざるを得ない自分の状況に対する、ある種の諒念にも似た感情が吐露されたと言えるのではないだろうか。

おわりに

占領終了後、赤線を廃止しようとする動きは高まるが、法整備はその後なかなか進行しなかった。その様子を『週刊新潮』1957年4月1日号は「今年の三つの『どうなる？』」とのタイトルで、皇太子妃・百円ビール・売春防止法を話題に掲げた¹⁹。このうち皇太子妃と売春防止法は同じ文脈で皮肉られている。つまり、いつまで経っても決まらないという意味である。

ではなぜ、売春防止法はなかなか決まらなかったのだろうか。詳しくは今後

の課題となるが、本稿で見てきた近現代日本の売春制度の流れからも明らかのように、それが当然であるとの政府の意識が近現代全般にあり、それが強固に再生産され続けたからであろう。そして、女性の生活をもそれで規定してしまうことに対して、何らの躊躇の意識がないこともあげられよう。こうした制度の下、売買春に対するイメージも人々により定着していく。それが、売春防止法が決定されるのに多くの時間を要した原因の一つではないだろうか。

【注記】

- 1 例えば、『歴史評論』540号（1995年）では「売買春の歴史」という特集が組まれ、その中で日本近現代における売買春制度の特質と実態が明らかにされている。藤目ゆき『性の歴史学』（不二出版、1997年）、吉見周子『売娼の社会史』（雄山閣、1984年）などの優れた成果のほか、近年でも小野沢あかね『近代日本社会と公娼制度』（吉川弘文館、2010年）、恵泉女学園大学平和文化研究所編『占領と性』（インパクト出版、2007年）、藤野豊『性の国家管理』（不二出版、2001年）、今西一『遊女の社会史』（有志舎、2007年）などのように詳細な史料分析に基づいた研究蓄積が積み重ねられつつある。このように、日本近現代における売買春の問題は、女性史・ジェンダー史を中心にして、研究が進められたテーマの一つであろう。
- 2 『街娼』は『性暴力問題資料集成』第2巻（不二出版、2004年）などにも復刻収録されている。本稿ではこの復刻版を利用する。なお、『性暴力問題資料集成』第2巻には、『街娼』の基となった調査について記した『京都地区における街路婦の実態』（財団法人京都社会福祉協会・京都社会福祉研究所、1949年）も収録されており、このデータについても本稿では検討したい。
- 3 以下は、『京都地区における街路婦の実態』1～5ページ、『街娼』1～2ページを参照。
- 4 『街娼』2ページ。
- 5 藤目前掲『性の歴史学』89ページなど。
- 6 藤目前掲『性の歴史学』第二章。
- 7 マリア・ルース号事件については、例えば森田朋子『開国と治外法権』（吉川弘文館、2004年）、尾川昌法「明治の人権論・ノート(9)マリア・ルス号事件と芸娼妓解放令」（『人権21』169号、2004年）などを参照のこと。
- 8 廓清会の活動については、廓清会本部が1911年から1945年1月まで発行していた雑誌『廓清』1巻1号～35巻1号や、伊藤秀吉『日本廢娼運動史』（廓清会、1931年）などの廓清会が発行していた著作などを見るとよくわかる。

- 9 本稿の直接の検討対象ではないが、いわゆる「従軍慰安婦」制度についても、この公娼制度が前提となっていることに注意をする必要があるだろう。また現代、慰安婦となった女性について、彼女たちは自らそれになることを選択したのだと主張する意見もある。ただしこれこそ、近代日本の公娼制度が主張していた「建前」と全く同じ論理展開になっていることは明白であろう。公娼制度における建前が強固であったからこそ、現在においてもそれと同じ論理を振りかざす意見が出てくるのではないだろうか。それは、彼女たちの置かれた時代状況・社会環境を無視した議論である。「従軍慰安婦」問題における「強制」の有無に関しても、実際に彼女たちを連れて行ったという狭義の強制の問題だけではなく、国家や社会がそうせざるを得ない状況に彼女たちを追い込んだという広義の強制の問題まで考える必要がある。
- 10 RAAについては、ドウス昌代『敗者の贈物』（講談社、1979年、後に文庫化、1995年）、いのうえせつこ『占領軍慰安所』（新評論、1995年）、加藤政洋『敗戦と赤線』（光文社新書、2009年）、恵泉女学園大学平和文化研究所前掲『占領と性』、谷村和枝「外国駐屯軍慰安施設等整備から賣淫検挙に到る「国策」売買春再考」（『立教大学大学院教育学研究集録』第4号、2007年）など多数の研究がある。
- 11 坂口勇造編『R・A・A 協会沿革誌』（非売品、1949年、『性暴力問題資料集成』第1巻、不二出版、2004年に収録、302ページ）。
- 12 加藤前掲『敗戦と赤線』24～25ページなど。
- 13 坂口前掲『R・A・A 協会沿革誌』302ページ。
- 14 加藤前掲『敗戦と赤線』26ページ。
- 15 藤目ゆき「解説」（『性暴力問題資料集成』第26巻、不二出版、2009年、3ページ）、加藤前掲『敗戦と赤線』30～32ページ。
- 16 以上は、藤目前掲「解説」4ページ。
- 17 竹中・住谷前掲『街娼』155ページ。
- 18 竹中・住谷前掲『街娼』156ページ。
- 19 『週刊新潮』1957年4月1日号。